

第6節 簡易タンク貯蔵所の基準

1 タンク専用室に設置する場合【危政令第14条第1項第1号ただし書き】

- (1) 危政令第14条第1項第1号イからハに規定するタンク専用室の構造は、同号の規定によるほか、第4節屋内タンク貯蔵所第15(6)を除く。)の例によること。
- (2) 危政令第14条第1項第1号ニに規定する「採光、照明」は、第1節製造所9の例によること。
- (3) 危政令第14条第1項第1号ニに規定する「換気及び排出の設備」は、別記第9「換気設備、可燃性蒸気排出設備」の例によること。

2 同一品質の危険物【危政令第14条第1項第2号】

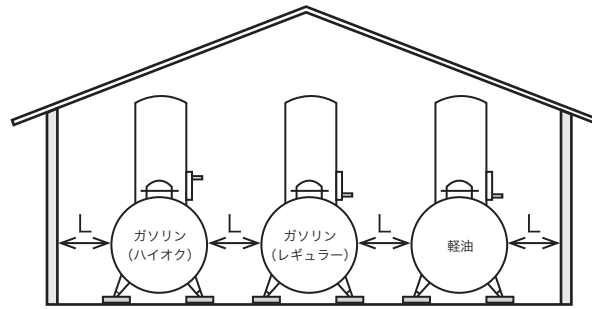
危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。たとえば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならず、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。●

3 標識、掲示板【危政令第14条第1項第3号】

危政令第14条第3号に規定する「標識」及び「掲示板」については、同号及び危規則第17条若しくは第18条の定めによるほか、別記第5「標識、掲示板等」によること。

4 タンクの固定方法、地盤面及び保有空地【危政令第14条第1項第4号】

- (1) 危政令第14条第1項第4号に規定する「固定」には、車止め又はくさり等による固定方法があるが、必ずしも地面等に固着させるものではないこと。ただし、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の都合に応じて移動させることはできないこと。
- (2) 危政令第14条第1項第4号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とするとともに、その周囲には排水溝及びためます又は油分離装置を設けるよう指導すること。●
- (3) 危政令第14条第1項第4号に規定する「タンク周囲の空地」として、簡易貯蔵タンクを複数設置する場合のタンク相互間の距離は次によること。● (図3-6-1参照)
 - ア 屋外に設置する場合1m以上
 - イ 屋内に設置する場合0.5m以上



Lは、屋外の場合1メートル以上、屋内の場合0.5メートル以上とすること。

図3-6-1 タンク周囲の空地の例

(4) 危政令第14条第1項第4号の規定により、屋外に設置される簡易貯蔵タンクの周囲に1メートル以上の幅の空地を保有することとされているが、当該空地の上空部分へのキャノピーの設置については、延焼拡大及び消防活動等に支障がないと判断し設置することが可能であること。

5 通気管【危政令第14条第1項第8号、危規則第20条第4項】

危規則第20条第4項第2号の規定により、屋外に設置される簡易貯蔵タンクの通気管の先端の高さは、地上1.5メートル以上とされているが、地盤面から通気管の先端までの高さが1.5メートル未満のものは、設置場所にコンクリート台を設けて1.5メートル以上を確保するなどの措置を施すこと。

6 給油又は注油するための設備【危政令第14条第1項第9号、第17条第1項第10号】

危政令第14条第1項第9号に規定する「給油又は注油するための設備」は、危政令第17条第1項第10号の規定によるほか、第9節給油取扱所第1-8((8)(9)を除く。)の例によること。

7 その他

(1) 蓄圧式簡易貯蔵タンクの取り扱いについて〔S38.4.6 自消丙予発12〕

コンプレッサーから圧搾空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクは、次のアからカまでのすべてに適合するものであること。

ア タンクは、危政令第14条第1項第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。

イ タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行なう水圧試験において洩れ又は変形しない構造であること。

ウ タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。

エ 給油ホースの元には、給油を行なうとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。

オ 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。

カ タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。

(2) 簡易タンク貯蔵所に設ける電気設備については、別記第11「電気設備の基準」によること。●

